⑶　都道府県は、第５の２により患畜であると判定された後、原則として、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜の判定前に実施する。

⑷　患畜は、原則として、当該農場内で、第５の２により患畜であると判定された後、⑶の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

⑸　畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

②　豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

⑹　と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点に配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮を行う。

⑺　都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、必要に応じて、動物衛生課と協議の上、検査材料の採材を行う。

⑻　第２－２の２の⑷に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

２　殺処分（法第17条）

⑴　都道府県は、特別な事情がない限り、以下の①から③までのいずれかに該当する疑似患畜の所有者に対し、動物衛生課と協議の上、期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命じる。当該家畜の所有者が期限までに命ぜられた殺処分を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、法第17条第３項に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

①　ワクチンによる免疫が成立していない豚等

ア　患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等

イ　患畜の病性等判定日時点においてワクチンの初回接種後20日を経過していない豚等

ウ　発育不良に陥っている豚等

②　特定症状など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等

③　その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等

⑵　都道府県は、患畜確認後、速やかに、発生農場において次の検査（以下「拡散状況確認検査」という。）を行い、動物衛生課と協議の上、陰性となった豚等については、陰性判明時点で疑似患畜から除外する。

①　臨床検査

全ての疑似患畜（２の⑴により殺処分すべき旨を命じる豚を除く。）に対して、豚熱感染が疑われる症状の有無について確認する。

②　血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

原則として、①の検査において豚熱感染が疑われる症状が確認された全ての豚等について、血液検査（白血球数測定）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

⑶　殺処分の方法は、１の⑵、⑶及び⑸から⑻までに準じて実施する。